

# 別冊

## 議案第12号

平成28年度富津市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度富津市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,146,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年11月29日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

地域介護・福祉空間整備事業、児童発達支援給付事業、経済対策臨時福祉給付事業、私立保育園運営事業、橋梁長寿命化修繕事業に係る経費及びこれらに関連する歳入を計上するとともに、繰越明許費及び債務負担行為を設定するほか、地方債の補正をするものである。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		226,781	△3,176	223,605
	2 負担金	213,851	△3,176	210,675
14 国庫支出金		2,385,404	225,341	2,610,745
	1 国庫負担金	1,672,426	46,796	1,719,222
	2 国庫補助金	700,653	178,545	879,198
15 県支出金		1,467,403	25,151	1,492,554
	1 県負担金	671,063	24,746	695,809
	2 県補助金	671,081	405	671,486
19 繰越金		175,083	8,466	183,549
	1 繰越金	175,083	8,466	183,549
21 市債		1,526,900	6,200	1,533,100
	1 市債	1,526,900	6,200	1,533,100
歳入合計		16,884,567	261,982	17,146,549

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,156,602	95	2,156,697
	1 総務管理費	1,510,555	95	1,510,650
3 民生費		6,505,108	233,877	6,738,985
	1 社会福祉費	3,983,109	187,329	4,170,438
	2 児童福祉費	1,769,914	46,548	1,816,462
4 衛生費		1,675,868	3,230	1,679,098
	1 保健衛生費	694,709	3,230	697,939
6 農林水産業費		671,531	381	671,912
	1 農業費	323,264	381	323,645
8 土木費		1,479,103	17,496	1,496,599
	2 道路橋梁費	855,377	17,496	872,873
10 教育費		1,271,901	3,703	1,275,604
	1 教育総務費	279,305	1,103	280,408
	3 中学校費	181,205	1,500	182,705
	5 保健体育費	396,861	1,100	397,961
11 災害復旧費		11,865	3,200	15,065
	1 公共土木施設災害復旧費	11,865	3,200	15,065
歳 出 合 計		16,884,567	261,982	17,146,549

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	経済対策臨時福祉給付事業	147,699
8 土木費	2 道路橋梁費	都市再生整備計画事業（交付金分）	23,332
		橋梁長寿命化修繕事業	101,096
合 計			272,127

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高宕山自然動物園指定管理料	平成29年度から平成33年度まで	4,000

## 第 4 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁新設改良事業	331,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者との協定によ る。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、又は繰上償 還若しくは低利 に借換えするこ とができる。	337,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
合 計	331,200				337,400			